

北相木村の給与・定員管理等について

1 総括

(1) 人件費の状況（普通会計決算）

区分	住民基本台帳人口 (4年1月1日)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B/A	(参考) 2年度の人件費率
3年度	人 680	千円 1,794,852	千円 215,152	千円 318,596	% 17.7	% 16.0

(2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

区分	職員数 A	給与費			
		給料	職員手当	期末・勤続手当	計 B
3年度	人 33	千円 100,199	千円 7,679	千円 38,364	千円 146,242

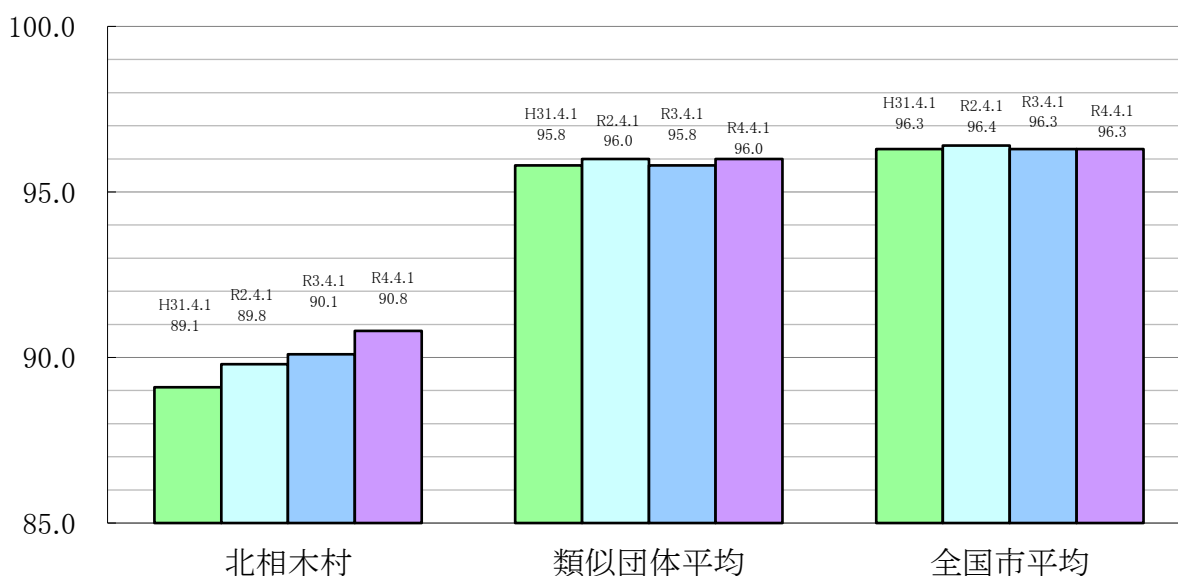
(参考)一人当たり給与費 B/A	(参考)町村型 類型平均一人 当たり給与費
千円 4,431	千円 5,377

(注) 1 職員手当には退職手当を含まない。

2 職員数については、〇年4月1日現在の人数である。また、任期付短時間勤務職員（再任用職員（短時間勤務））及び会計年度任用職員を含まない。

3 給与費については、任期付短時間勤務職員（再任用職員（短時間勤務））の給与費が含まれているが、会計年度任用職員の給与費は含まれていない。

(3) ラスパイレス指数の状況



(注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数（構成）を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表（一）適用職員の俸給月額を100として計算した指数。

2 () 書きの数値は、地域手当補正後ラスパイレス指数を指す。地域手当補正後ラスパイレス指数とは、地域手当を加味した地域における国家公務員と地方公務員の給与水準を比較するため、地域手当の支給率を用いて補正したラスパイレス指数。

(補正前のラスパイレス指数×(1+当該団体の地域手当支給率) / (1+国の指定基準に基づく地域手当支給率)により算出。)

3 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものである。

※ 4年4月1日のラスパイレス指数が、①3年前に比べ1ポイント以上上昇している場合、②3年連続で上昇している場合、③100を超えている場合について、その理由及び改善の見込み

該当はなし。

(4) 給与改定の状況

北相木村は人事委員会を設置していないため、人事委員会による勧告はなし。月例給の給与改定率及び特別給の年間支給月数においては、国に準拠して改定を行っている。

(5) 給与制度の総合的見直しの実施状況について

【概要】国の給与制度の総合的見直しにおいては、俸給表の水準の平均2%の引下げ及び地域手当の支給割合の見直し等に取り組むとされている。

① 給料表の見直し

[実施 未実施]

実施内容(平均引下げ率、実施(実施予定)時期、経過措置の有無等具体的な内容(未実施の場合には、その理由))

(給料表の改定実施時期) 平成27年4月1日

(内容) 一般行政職の給料表について、国の見直し内容を踏まえ、平均2%引下げ。

激変緩和のため、3年間(平成30年3月31日まで)の経過措置(現給保障)を実施。

2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況(4年4月1日現在)

① 一般行政職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
北相木村	44.2歳	301,800円	322,400円	—
長野県	45.1歳	330,600円	391,555円	364,415円
国	42.7歳	323,711円	—	405,049円
類似団体	40.8歳	294,774円	337,489円	324,022円

(注)1 「平均給料月額」とは、令和4年4月1日現在における職種ごとの職員の基本給の平均である。

2 「平均給与月額」とは、給与月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査に

において明らかにされているものである。

また、「平均給与月額（国比較ベース）」は、比較のため、国家公務員と同じベース（＝時間外勤務手当を除いたもの）で算出している。

(2) 職員の初任給の状況（4年4月1日現在）

区 分		北相木村	長野県	国
一般行政職	大学卒	182,200 円	195,800 円	182,200 円
	高校卒	150,600 円	162,300 円	150,600 円

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額（4年4月1日現在）

区 分		経験年数10年	経験年数20年	経験年数25年	経験年数30年
一般行政職	大学卒	282,800 円	341,100 円	362,100 円	376,100 円
	高校卒	273,500 円	—	333,200 円	—

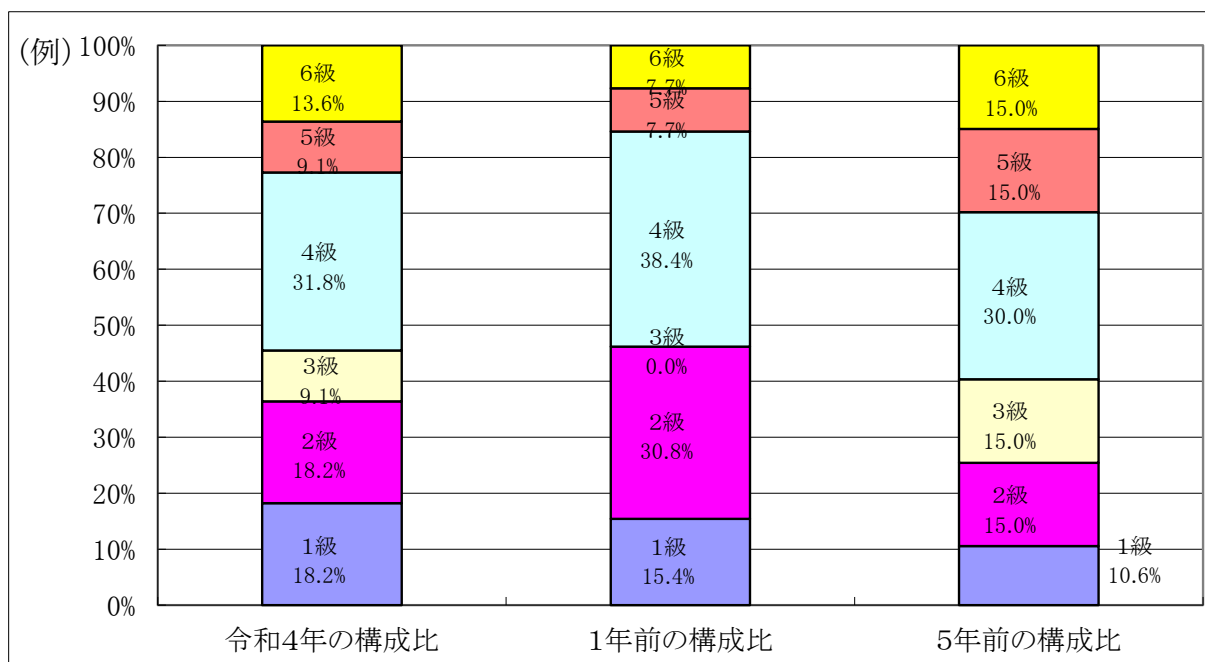
（注）当該改造別職員数が3人以下となる場合は、「—」で表示している。

3 一般行政職の級別職員数等の状況

(1) 一般行政職の級別職員数及び給料表の状況（4年4月1日現在）

区 分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号給の 給料月額	最高号給の 給料月額
1 級	主事の職務	4 人	% 18.2	円 146,100	円 247,600
2 級	主任の職務	4 人	% 18.2	円 195,500	円 304,200
3 級	主査の職務	2 人	% 9.1	円 231,500	円 350,000
4 級	係長の職務	7 人	% 31.8	円 264,200	円 381,000
5 級	課長補佐・係長の職務	2 人	% 9.1	円 289,700	円 393,000
6 級	課長の職務	3 人	% 13.6	円 319,200	円 410,200

- （注） 1 北相木村の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。
2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。



(注) 平成18年に8級制から6級制に変更している。(旧給料表の1級及び2級並びに4級及び5級をそれぞれ統合)

(2) 昇給への人事評価の活用状況 (北相木村)

令和4年4月2日から令和5年4月1日 までにおける運用	管理職員		一般職員	
	イ. 人事評価を活用している	○		○
活用している昇給区分	昇給可能な 区分	昇給実績が ある区分	昇給可能な 区分	昇給実績が ある区分
上位、標準、下位の区分			○	
上位、標準の区分				
標準、下位の区分	○			
標準の区分のみ (一律)	/		/	
ロ. 人事評価を活用していない				
活用予定時期				

4 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

北 相 木 村	長 野 県	国
1人当たりの平均支給額(3年度) 1,455円	1人当たりの平均支給額(3年度) 1,644千円	—
(3年度支給割合) 期末手当 2.55月分 勤勉手当 1.90月分 (1.45)月分 (0.90)月分	(3年度支給割合) 期末手当 2.40月分 勤勉手当 1.90月分 (1.35)月分 (0.90)月分	(3年度支給割合) 期末手当 2.55月分 勤勉手当 1.90月分 (1.45)月分 (0.90)月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～15%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 15～25%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 1～25%

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

○勤勉手当への人事評価の活用状況(一般行政職)(北相木村)

令和4年度中における運用	管理職員		一般職員	
イ. 人事評価を活用している	○		○	
活用している成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率
上位、標準、下位の成績率			○	
上位、標準の成績率				
標準、下位の成績率	○			
標準の成績率のみ(一律)				
ロ. 人事評価を活用していない				
活用予定時期				

(2) 退職手当(4年4月1日現在)

北 相 木 村	国
(支給率) 自己都合 応募認定・定年 勤続20年 19.6695月分 24.856875月分 勤続25年 28.0395月分 33.27075月分 勤続35年 39.7575月分 47.709月分 最高限度 47.709月分 47.709月分 その他の加算措置 ・定年前早期退職特例措置 (割増率2%～45%) 1人当たり平均支給額 *** 千円	(支給率) 自己都合 応募認定・定年 勤続20年 19.6695月分 24.856875月分 勤続25年 28.0395月分 33.27075月分 勤続35年 39.7575月分 47.709月分 最高限度 47.709月分 47.709月分 その他の加算措置 ・定年前早期退職特例措置 (割増率2%～45%)

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、3年度に退職した職員に支給された平均額である。

(3) 地域手当（4年4月1日現在）

北相木村では支給されていない。

(4) 特殊勤務手当（4年4月1日現在）

北相木村では支給されていない。

(5) 時間外勤務手当

支給実績（3年度決算）	1,063 千円
職員1人当たり平均支給年額（3年度決算）	43 千円
支給実績（2年度決算）	787 千円
職員1人当たり平均支給年額（2年度決算）	26 千円

（注） 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績（3年度決算）」と同じ年度の4月1日現在の総職員数（管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。）であり、短時間勤務職員を含む

(6) その他の手当（4年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績（3年度決算）	支給職員1人当たり平均支給年額（3年度決算）
扶養手当	・ 配偶者 6,500円 ・ 配偶者以外 6,500円 ・ 子 10,000円 ・ 特定加算 5,000円	同		3,112 千円	253,000 円
住居手当	借家（家賃16,000円以上）28,000円を上限とし、家賃の額に準拠した支給単価	異	村内に居住する職員に限る。	709 千円	101,285 円
通勤手当	2,000円～4200円	異	・ 片道3km以上であること。	554 千円	46,166 円
管理職手当	一律 20,000円	異	職務の級等に準拠した支給単価ではない。	720 千円	24,000 円
宿日直手当	1回 4,400円	同		2,138 千円	106,900 円
寒冷地手当	7,360円～17,800円	同		1,695 千円	73,695 円

5 特別職の報酬等の状況（4年4月1日現在）

区 分		給 料	月 額	等
給 料	市 区 町 村 長	733,000 円 () 円)	(参考) 類似団体における最高/最低額 828,000 円 / 500,000 円	
	副 市 町 村 長	585,000 円 () 円)	667,000 円 / 478,000 円	
報 酬	議 長	243,000 円 () 円)	318,000 円 / 203,000 円	
	副 議 長	159,000 円 () 円)	258,000 円 / 130,000 円	
	議 員	140,000 円 () 円)	251,000 円 / 109,000 円	
期 末 手 当	市 区 町 村 長 副 市 町 村 長	(3年度支給割合) 給料月額に140/100を乗じて 合計 3.35 月分		
	議 長 副 議 長 議 員	(3年度支給割合) 給料月額に140/100を乗じて 合計 3.35 月分		
退 職 手 当	市 区 町 村 長 副 市 町 村 長	(算定方式)	(1期の手当額)	(支給時期)
		給料月額 × 42.5/100 × 月額		退職時
		給料月額 × 25.4/100 × 月額		退職時
	備 考			

(注) 1 給料及び報酬の()内は、減額措置を行う前の金額である。

2 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期(4年=48月)勤めた場合における退職手当の見込額である。

(4

6 職員数の状況

(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

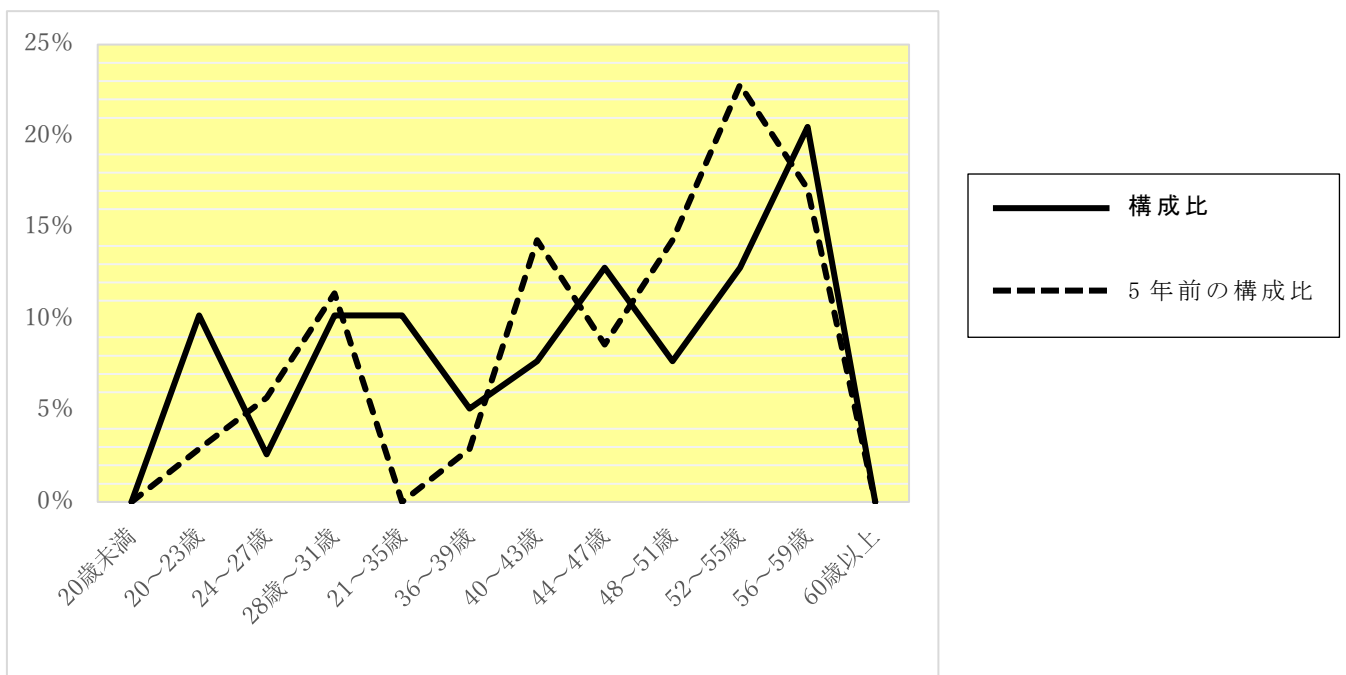
(各)

部 門		区 分	職 員 数		対 前 年 数	主 な 増 減 理 由
			令和4年	令和3年		
普 通 会 計 部 門	一 般 行 政 部 門		9	8	1	
			1	1	0	
			4	4	0	
			1	2	△1	
			8	9	△1	
	計	3	2	1		
	計	26	26	0	<参考> 人口1万当たり職員数 382.35 人 (類似団体の人口1万当たりの職員数 196.63 人)	
	教育部門	6	7	△1		
	消防部門					
	小 計	32	33	△1	<参考> 人口1万人当たり職員数 102.94 人 (類似団体の人口1万当たりの職員数 232.09 人)	
公 営 企 業 計 等 部 門			7	7	0	
	小 計	7	7	0		
合 計			39	40	△1	<参考> 人口1万当たり職員数 573.52 人
			[47]	[47]	[]	

(注) 1 職員数は一般職に属する職員数である。

2 []内は、条例定数の合計である。

(2) 年齢別職員構成の状況（4年4月1日現在）



区 分	20歳 未 満	20歳 ～ 23歳	24歳 ～ 27歳	28歳 ～ 31歳	32歳 ～ 35歳	36歳 ～ 39歳	40歳 ～ 43歳	44歳 ～ 47歳	48歳 ～ 51歳	52歳 ～ 55歳	56歳 ～ 59歳	60歳 以 上	計
職員数	0 人	4 人	1 人	4 人	4 人	2 人	3 人	5 人	3 人	5 人	8 人	0 人	39 人

(3) 職員数の推移

(単位：人・%)

部門別 \ 年 度	29 年	30 年	31 年	2 年	3 年	4 年	過去 5 年間 の増減数 (率)
一般行政	24	24	24	26	26	26	2(8.30%)
教育	3	3	5	4	7	6	3(0.00%)
消防	-	-	-	-	-	-	0(0.00%)
普通会計計	27	27	29	30	33	32	5(18.5%)
公営企業等会計計	8	7	7	7	7	7	1(12.5%)
総合計	35	34	36	37	40	39	4(11.4%)

(注) 1 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数。

2 合併した団体にあつては、合併前の年については合併前の旧団体の合計職員数。